

国立医薬品食品衛生研究所動物実験委員会規程

1. 目的

この規程は、国立医薬品食品衛生研究所動物実験等の適正な実施に関する規程第4の(4)に基づき設置する「国立医薬品食品衛生研究所動物実験委員会」(以下「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委員会の組織

- (1) 委員会は、「厚生労働省の所管する実施期間における動物実験等の実施に関する基本指針(平成27年2月20日付 厚生労働省大臣官房厚生科学課長通知)」の第4「2動物実験委員会の構成」として記載された者として、次の各号に掲げる者をもって組織し、部長会議における承認をもって、所長が任命する。
 - ① 安全性生物試験研究センター長。
 - ② 各研究部より若干名及び動物管理室長。
 - ③ 上記①～②に定める者のほか、委員長が特に必要と認める者。
- (2) 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は所長が指名する。副委員長は委員長が指名する。
- (3) 委員長に事故のあるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

3. 任期

委員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。但し、毎年度当初、部長会議において委員の承認が得られ、所長が任命するまでの間、前委員が暫定的に職務を継続する。

4. 議事

- (1) 委員長は委員会を年に1回以上招集し、その議長となるとともに委員会を総括する。
- (2) 委員会は委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の三分の二以上で決する。
- (3) 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴取することができる。

5. 規程の改訂等

この規程の改訂等については、委員会の議を経て部長会議の承認を得るものとする。

6. 雑則

- (1) 委員会の庶務は総務部において処理する。
- (2) この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会で定める。

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 5月12日から施行する。